

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、 生活資金にお困りの方々へ

<ご理解くださいますようお願いいたします>

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送でのお申し込みにより生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付を受け付けます

山梨県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活資金にお困りの方々に向けた、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を令和2年3月25日（水）から実施しています

5月4日（月）は、電話対応による申込先のご案内等を行います

時間：8時30分～17時15分

電話：055-254-8610

山梨県社会福祉協議会 生活支援課

●緊急小口資金 ～主に休業された方向け～

【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限額】 10万円以内

※次に該当する世帯は20万円以内

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき

イ 世帯員の中に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子

- ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園に通う子
- 才 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 力 アから才までに掲げるもののほか、特に貸付需要があると認められるとき

【据置期間（返済までの猶予期間）】 貸付日から1年以内

【償還期限（返済期限）】 据置期間終了後2年以内

【貸付利子】 無利子

【保証人】 不要

【申込先（郵送先）】 お住いの市町村社会福祉協議会または県内の労働金庫店舗

【記入・押印していただくもの】

- ①緊急小口資金特例貸付申込書
- ②緊急小口資金特例貸付借用書
- ③緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④収入の減少状況に関する申立書
- ⑤確認チェックリスト

※①～⑤の様式は[ダウンロード](#)できます

①～④の様式は記入例があります

【ご用意いただくもの】

- ①住民票（世帯全員/原本、全部掲載、マイナンバーなし）
- ②預金通帳（金融機関名・支店・口座名義・口座番号がわかるページのコピーまたはキャッシュカードのコピー）
- ③本人確認書類のコピーとして次のいずれか
 - ・運転免許証の両面
 - ・健康保険証
 - ・パスポート
 - ・マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみ）
 - ・在留カード（特別永住者証明書）

●総合支援資金（生活支援費） ～主に失業された方等向け～

【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※緊急的な貸付が必要な場合には、まず「緊急小口資金」の申込を検討いただく場合があります

【貸付上限額】 2人以上世帯：月20万円以内
単身世帯：月15万円以内
※貸付期間：原則3か月以内

【据置期間（返済までの猶予期間）】 貸付日から1年以内

【償還期限（返済期限）】 据置期間終了後10年以内

【貸付利子】 無利子

【保証人】 不要

【申込先（郵送先）】 お住いの市町村社会福祉協議会

【申込書類】 お住いの市町村社会福祉協議会でご案内します

○緊急小口資金・総合支援資金の今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています
現段階では償還免除の詳細が決まっていないため、詳細がわかり次第お知らせします

○貸付には審査があります

市町村社会福祉協議会及び労働金庫店舗（労働金庫店舗は緊急小口資金のみ）から送られてきた申込については、山梨県社会福祉協議会が審査のうえ、決定・送金を行います

<実施主体> 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会（生活支援課）
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
（電話 055-254-8610）